

### まもなく手当の現況届の提出時期です

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、重度心身障害者手当を受給している方は、各手当の現況届の提出が必要です。該当する方には7月末～8月初旬に案内を送付しますので、持ち物や提出期限等を確認し、提出してください。

現況届を提出しない場合、8月分以降（重度心身障害者手当は11月分以降）の手当の支給が遅れたり、受給できなくなる場合があります。また、現在、所得制限限度額超過のために支給停止となっている方も、前年の所得状況によっては支給が再開される可能性がありますので、提出してください。



問い合わせ 障がい者福祉課 庶務係

### 薬物乱用防止を訴えるポスター・標語募集

青少年の薬物乱用防止対策の一環として、薬物乱用防止を訴えるポスター・標語を中学生の皆さんから募集します。

募集テーマ 薬物乱用防止を訴えるもの

※極端な表現や不適切な表現が用いられていないもの▷医薬品に対する誤解や偏見を与える表現、特定の医薬品が類推されるような表現は避けること▷差別や偏見につながる表現でないこと

対象 市内在学の中学生

応募規格 ポスター部門…四つ切りまたはB3判の用紙（縦に使用）▷標語部門…40字以内

提出方法 作品（ポスターは裏面）に氏名、学校名・学年・組を記入し、各校へ提出

※各部門1人1点

※未発表のものに限る

提出期限 9月10日（木）

※郵送の場合は当日消印有効

その他 優秀作品を都へ推薦します▷都選考入賞作品の著作権は都に帰属し、応募者は著作者人格権を行使しないものとします▷入賞作品は広報おうめに掲載するほか、キャンペーン会場での展示等、啓発活動に活用します。

問い合わせ 健康センター ☎23-2191



△昨年のポスター部門会長賞

### 生活、仕事、お金のこと、ひとりで悩まず、相談してみませんか

#### ●生活のこと

▷どこに相談したらよいかわからない。頼れる人もいない。  
▷引きこもりやニートで悩んでいる。

#### ●仕事のこと

▷仕事はしたいけど、何から始めればよいかわからない。  
▷失業してしまった。再就職が…、家賃が…。

#### ●お金のこと

▷家計のやりくりが…。  
▷公共料金の滞納や借金の返済が大変だ。

悩みが深刻化する前に…。  
まずは、お電話を！

問い合わせ 生活福祉課生活自立支援担当（市役所1階17番窓口） ☎23-5888（直通）

※つながらない場合は、市役所代表電話へお掛けください。

相談受付日時 月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～正午、午後1時～5時

### 令和2年度地域密着型サービス 指定候補事業者募集

市では、介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス等の基盤整備を進めています。着実な基盤整備を行い、事業の適正な運営を行うため、地域密着型サービス指定候補事業者を募集します。

募集するサービスの種類 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

整備数 1事業所

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を提供するサービスです。1日複数回、短時間の定期巡回訪問と、利用者からの通報や電話に応じて、随時対応・随時訪問を行うことで、在宅での生活を支えます。

応募期間 7月21日（火）～31日（金）

その他 応募方法、申込書類等の詳細は、市ホームページ「令和2年度地域密着型サービス指定候補事業者を募集します」（記事ID…22864）をご覧ください。

問い合わせ 介護保険課介護保険管理係



表1 貸付資金の内容

区分	対象	貸付限度額	貸付範囲
学習塾等受講料貸付金	中学3年生・高校3年生またはそれに準ずる方	200,000円	対象となる学習塾等の費用 ※令和2年4月分からの費用が対象 ※学習塾等に関しては要件あり
受験料貸付金（高校受験料）	中学3年生またはそれに準ずる方	27,400円 ※1人に対して1度限り	対象となる高等学校等の受験料 ※4回（校）分の受験料まで貸し付け可 ※1回当たりの受験料は2万3千円まで
受験料貸付金（大学受験料）	高校3年生またはそれに準ずる方	80,000円 ※1人に対して1度限り	対象となる大学等の受験料

表2 総収入の基準額（給与収入の場合）

世帯区分	世帯人数		
	2人	3人	4人
一般世帯	217万7千円以下	334万3千円以下	386万4千円以下
ひとり親世帯	301万8千円以下	378万8千円以下	441万5千円以下

※世帯人数とは、父母等養育者および18歳未満（就労中の場合は除く）または就学中（浪人生を含む）の子どもの人数を指します。

※賃貸物件にお住まいの場合は、年額上限84万円（月額上限7万円）を限度に、家賃支払額を総収入額から控除できる場合があります。

### 受験生チャレンジ支援貸付事業

**主な事業内容** 一定の所得以下の世帯を対象に、中学3年生・高校3年生またはそれらに準ずる方（中学校・高校既卒者、高等学校卒業程度認定試験合格者等）の学習塾、各種受験対策講座、通信講座の受講費用（家庭教師を除く）や、高校・大学等の受験料の貸し付けを無利子で行います。

※お子さんが高校・大学等に入学した場合は、手続きをすることで返済が免除されます。

**申請期限** 令和3年2月8日（月）

**貸付資金の内容** 表1参照

※事業所得等がある場合は合計所得を合算した金額が一定基準以下であること（表2参照）

**利用できる方** ①～⑦の要件をすべて満たす方

①世帯の生計中心者（20歳以上）であること

②父母等養育者の総収入または合計所得を合算した金額が一定基準以下であること（表2参照）

③世帯員でないこと

④土地、建物を所有していないこと（現在住んでいる場所の土地、建物を除く。不動産所得がある場合は、対象にならない場合あり）

⑤都内に引き続き1年以上在住（住民登録）していること

⑥生活保護受給世帯の世帯主または世帯員でないこと

⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の世帯員でないこと

申し込み 直接福祉総務課 庶務係（市役所3階）へ

その他 詳細はお問い合わせください。

合計所得を確認します。

③世帯員の預貯金等資産の保有額が60万円以下であること

④土地、建物を所有していないこと（現在住んでいる場所の土地、建物を除く。不動産所得がある場合は、対象にならない場合あり）

⑤都内に引き続き1年以上在住（住民登録）していること

⑥生活保護受給世帯の世帯主または世帯員でないこと

⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の世帯員でないこと